



福岡医発第 3438 号(地)
令和 5 年 3 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記ガイドラインにつきましては、令和 5 年 1 月 31 日付福岡医発第
2835 号（地）にて貴会宛てご連絡したところです。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、マスク着用の考え方の見直しに伴
い、標記ガイドラインが改正された旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員
への周知方よろしくお願いいたします。

なお、改正後のガイドライン等につきましては、下記の厚生労働省ホームペー
ジに掲載されておりますことを申し添えます。

記

厚生労働省ホームページ・ガイドライン（第 3 版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001066192.pdf>

・新旧比較表

<https://www.mhlw.go.jp/content/001066191.pdf>

・【ガイドライン別添】情報共有シート

<https://www.mhlw.go.jp/content/000653474.docx>

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

令和 5 年 3 月 8 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
細 川 秀 一
釜 菴 敏
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知依頼）

標記ガイドラインにつきましては、「「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）」（令和 5 年 1 月 16 日付、日医発第 1959 号（法安）（健Ⅱ））により周知方お願いさせていただいたところです。

今般、マスク着用の考え方の見直しにともない、標記ガイドラインが改正された旨、厚生労働省より情報提供がございましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれまして本件についてご了解いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知につきましてもご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、改正後のガイドライン等につきましては、以下の厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

＜厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）

「3 遺体等を取り扱う方へ」）＞

- ・ガイドライン（第 3 版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001066192.pdf>

- ・新旧比較表

<https://www.mhlw.go.jp/content/001066191.pdf>

- ・【ガイドライン別添】情報共有シート

<https://www.mhlw.go.jp/content/000653474.docx>